

英米法A第10回

連邦制のもとでのアメリカ法2

丸山 英二

1

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法 1 立法権

2

(1) 連邦の立法権 (b) 連邦議会の立法権限

(ハ) 州際通商条項

[州際通商規制権限 "power To regulate Commerce among the several States"]

◆Gibbons v. Ogden, 22 U.S. (9 Wheat.) 1 (1824)

「通商」——Commerce という言葉の意味は intercourse ないし commercial intercourse であって航海も含まれる。連邦議会は、通商条項に基づいて、州と州とのあいだの通商の手段である交通機関・通信手段についても規制することができる。

「州際」——among という言葉は、複数の州が関係する通商という意味に理解するのが適切である。州内の通商については、他州に影響を及ぼすことのない、完全に当該州内の通商は含まれない。

3

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

◆Houston E. & W. Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Rate Case), 234 U.S. 342 (1914)

Interstate Commerce Commission が Interstate Commerce Act に基づいて Shreveport - east Texas 間の運賃より低額に設定されていた east Texas - west Texas 間の運賃を州際通商を阻害するものと判断し、それを州際の場合の運賃の水準にまで引き上げるよう鉄道会社および運賃を規制するテキサス州鉄道委員会 (Texas Railroad Commission) に命令した。Interstate Commerce Commission の権限が争われたが、最高裁は、たとえ直接の規制対象が州内の鉄道運賃であっても、運輸業者の州内の取引と州際が取引が非常に密接に関連していて一方の監督が他方の規制に関係する場合 (州際通商に対して実質的で密接な関連 (substantial and close relation) を有している場合) には、規制権限は最終的には連邦議会に与えられるとした。

4

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[非経済的目的, 禁止という規制]

◆Champion v. Ames, 188 U.S. 321 (1903)

宝くじの州間の輸送を禁じる連邦の法律 (Federal Lottery Act) に違反して宝くじをテキサス州からカリフォルニア州へ輸送し、起訴され保釈ボンドを提出せず、勾留された被告人Championがこの法律を違憲だとして、合衆国の未決勾留施設長を相手方として人身保護令状の発給を求めた。原審は申立を却下したため、最高裁に上告。最高裁の多数意見は、議会は通商権限に基づいて対象行為を禁止することも可能と判示し、同法を合憲とした。

◆Hoke v. United States, 227 U.S. 308 (1913)

売春ないし不道德な目的のために婦人を州にまたがって輸送することを禁じる連邦の法律 (Mann Act) に違反して、女性をルイジアナ州からテキサス州に移動するようにしむけ、2年の自由刑の有罪判決を受けたHokeらが同法の合憲性を争った。最高裁の法廷意見は同法について合憲とした。

5

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[commerce power の範囲外とされた立法]

◆United States v. E. C. Knight Co., 156 U.S. 1 (1895)

シャーマン反トラスト法と製糖会社の株式取得(合衆国内の製糖事業の98%に及ぶ)をめぐる事件。合衆国は会社を相手取って株式取得の差止めを請求した。製造(manufactures), 農業(agriculture), 鉱業(mining)における規制は州の権限であるとして、同法に基づく合衆国による株式取得差止めを認めなかった。

◆Hammer v. Dagenhart, 247 U.S. 251 (1918)

1916年、14歳未満の者を使用したり、14歳以上16歳未満の者を週48時間を超えてまたは夜間労働させたりする工場で製造された商品を州際通商で輸送することを禁止する Child Labor Act が制定された。16歳未満の子供を2人綿糸工場で働かせていたDagenhartが、同法を違憲だとして合衆国検事を相手どって同法の執行差止を求めた。最高裁は、商品の製造や石炭の採掘は通商ではなく、これらのものが後に州際通商で輸送・使用されるものであったとしても、それによってこれらの生産が通商になるわけではないとして、法律を違憲とした。

6

◆Schechter Poultry Corp. v. United States, 295 U.S. 495 (1935)

(National Industrial Recovery Act of 1933 に基づく)最低賃金・最高労働時間の規則違反により有罪とされた屠殺業者が、その法が州内にしか販路を持たない屠殺業者に適用されたことの合憲性を争った。最高裁は、そのような屠殺業者が雇用している者の賃金や労働時間は 州際通商に対して間接的な影響(indirect effect)しか及ぼさないとして、そのような適用を違憲とした。

◆Carter v. Carter Coal Co., 298 U.S. 238 (1936)

The Bituminous Coal Conservation Act (瀝青炭資源保存法) of 1935 に基づく炭鉱労働者の最低賃金・最高労働時間規制などの有効性が問題となった。最高裁は、生産は地方的事項であって、それが州際通商に向けられているとしても、その生産に関する労働条件が州際通商に及ぼす 影響は間接的なものに過ぎないと述べて、この法律を違憲とした。

◆Railroad Retirement Board v. Alton R.R. Co., 295 U.S. 330 (1935)

Railroad Retirement Act of 1934 は鉄道会社に勤める職員の定年と強制的年金制度を定めていたが、最高裁は、年金は輸送の効率などに関係しておらず、労働者の社会福祉の問題であり、通商の規制とはいえない、として違憲とした。

7

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[Court Packing Plan]

1937年2月、Franklin D. Roosevelt 大統領は、70歳以上の合衆国の裁判所の判事一人について一人の新たな裁判官を任命する(但し、最高裁については16人以上にはしない)法律を提案した(1937年当時、70歳を超える裁判官は最高裁に6人いた)。しかし、同37年4月にNLRB決定を肯認する判決が最高裁で下されたこともあって、このプランは実現されずに終わった。

◆NLRB v. Jones & Laughlin Steel Corp., 301 U.S. 1 (1937)

合衆国第4位の鉄鋼会社での事件。州内の活動が対象であっても、州際通商に対する a close and substantial relation を持ち、それに対する規制が州際通商に対する負担や妨害を排除するために必要・適切である場合には、連邦議会の規制権限は肯定される(労働争議による操業停止は 州際通商に対する重大な影響(serious effect upon interstate commerce) を及ぼす)。

◆Wickard v. Filburn, 317 U.S. 111 (1942)—a substantial economic effect on interstate commerceを及ぼすような活動であれば、当該活動が生産であっても、また、その影響が間接的と称されるようなものであっても、州際通商規制権限が及ぶ(317 U.S. at 125)。

8

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[公民権法 (Civil Rights Act of 1964) における差別禁止規定]

42 U.S.C. § 2000a

公共的施設が商品やサービスの提供において人種等に基づく差別を禁止
【公共的施設】

- ① ホテル・モテルなどの宿泊施設
- ② レストランなどの供食施設やガソリンスタンドで、州をまたぐ旅行者に商品等を提供するか、食品・商品の相当部分が州際通商を經由するもの
- ③ 映画館・劇場・競技場などで、フィルム、演技、選手、展示物その他娯楽源が州際通商を經由しているもの

42 U.S.C. § 2000d

- 連邦の財政的補助を受ける事業において人種等に基づく差別を禁止
- ◆ Heart of Atlanta Motel, Inc. v. United States, 379 U.S. 241 (1964) — モーテルが公民権法を違憲とする宣言とその執行差止めを求め提訴。原審原告敗訴。上告棄却。
 - ◆ Katzenbach v. McClung, 379 U.S. 294 (1964) — 食材の46%が他州から調達されるレストランのオーナーMcClungが公民権法のレストランへの執行の差止めを求め提訴。原審原告勝訴。破棄差戻。

9

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[州際通商規制権限立法の審査基準] 教科書45頁↑9行目～

- ◆ 規制対象が州際通商に影響を及ぼすとの議会の認定に合理的な根拠があること
- ◆ 規制目的と規制手段との間に合理的な関係があること

[州際通商規制権限の限界]

- ◆ United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995) [5対4の判決]
- ◆ United States v. Morrison, 529 U.S. 598 (2000) [5対4の判決]

Violence Against Women Act of 1994 の中に、性的偏見に動機づけられた暴力行為の被害者に損害賠償などの民事救済を求める連邦法上の権利を与える規定があった。州立学校でMorrisonら男子学生から強姦された女子学生(後に退学)が、その規定に基づいて救済を求める訴訟を提起したが、加害学生らは、当該規定は違憲であると主張した。同法合憲性の主張のため合衆国が訴訟参加。第一審請求棄却。第二審控訴棄却。最高裁の多数意見も上告棄却。レーンクイスト最高裁首席判事の法廷意見は、性的動機による暴力犯罪は経済活動ではなく、当該規定は、州際通商に実質的影響を及ぼす活動を規制するものとはいえず、違憲であるとした。

10

憲法, 法律, 判例の引用

- U.S. Const. art. III, § 2, cl. 2
United States Constitution, Article III, section 2, clause 2
合衆国憲法第3編第2節第2項
- U.S. Const. amend. XIV, § 1
合衆国憲法第14修正第1節
- 42 U.S.C. § 2000a
United States Code Title 42, section 2000a
合衆国法典第42編第2000a条
- United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995)
上告人: 合衆国, 被上告人: Lopez, 合衆国最高裁判例集514巻549頁 (1995)
- Siegel v. Spear, 234 N.Y. 479, 138 N.E. 414 (1923)
原告: Siegel (被上告人), 被告: Spear (上告人), New York Reports (NY州最高裁判例集) 234巻479頁, North Eastern Reporter, volume 138, page 414 (1923)

11

3